

随意契約理由

令和7年(2025年)6月23日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市税総合システム（調整給付（不足額給付）対応）変更 業務委託
契約内容	豊中市税総合システム（調整給付（不足額給付）対応）変更 業務
契約締結日 及び契約期間	令和7年5月26日 令和7年5月26日から令和7年6月30日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	大阪府大阪市中心区城見1－4－24 日本電気株式会社 関西支社
契約金額	1,694,000円
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当） 今回行う契約は調整給付（不足額給付）対応のため豊中市税総合システムに改修を行うものである。 豊中市税総合システムは日本電気株式会社が独自に開発を行ったものであり、システムの著作権は同社に帰属されるため、本業務は日本電気株式会社のみしか行うことができず、随意契約を行うもの。